

伊豆市森林整備変更計画書

計画期間

〔 自 令和 4年4月 1日 〕
〔 至 令和 14年3月31日 〕

(変更 令和7年3月31日)

静岡県
伊豆市

はじめに

伊豆市森林整備計画（以下、「本計画」という。）は、森林法（以下「法」という。）第10条の5の規定により、本市内の森林を適切に整備していくことを目的として、本市における森林・林業関連施策の方向を示すとともに、森林所有者等が行う森林整備に関する指針等を定めたものです。森林所有者等が作成する森林経営計画は、本計画の内容に照らして市長等が認定します。

本計画の対象となる森林は、県が定める伊豆地域森林計画の対象森林です。本計画の期間中に、伊豆地域森林計画が変更され、地域森林計画の対象森林が変更になった場合は、本計画の対象森林も同様に変更されたものとみなします。その際、新たに計画の対象に加わった森林は、周辺の森林と同様の計画内容が適用されます。

なお、本計画は令和7年4月1日から効力を生じます。

＜目 次＞

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	… 1
第1 森林整備の現状と課題	… 1
第2 森林整備の基本方針	… 4
1 森林の機能と望ましい姿	
2 森林整備の基本的な考え方	
3 地域の目指すべき森林の姿と森林の区域設定	
4 その他必要な事項	
第3 森林施業の合理化に関する基本方針	… 6
1 森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進	
2 森林施業の共同化の促進	
3 林業に従事する者の養成及び育成・確保	
II 森林整備の方法に関する事項	… 7
第1 伐採に関する事項	… 7
1 伐採の方法	
2 標準伐期齢	
3 その他必要な事項	
第2 造林に関する事項	… 7
1 人工造林に関する事項	
2 天然更新に関する事項	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	
5 その他必要な事項	
第3 保育・間伐に関する事項	… 9
1 保育の作業種別の標準的な方法	
2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法	
3 計画期間内に間伐を実施する必要がある森林	
4 その他必要な事項	
第4 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	…10
1 作業路網の整備に関する事項	
2 その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	…11
1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	
2 森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策	
3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	
5 その他必要な事項	
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	…11
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
4 その他必要な事項	

第7	その他森林整備に関する必要な事項	…11
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
2	林業機械の導入の促進に関する事項	
3	林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項	
Ⅲ	森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項	…13
第1	森林の病虫害の駆除又は予防の方法等	…13
1	森林病虫害の駆除並びに予防の方針及び方法	
2	森林病虫害の駆除及び予防の体制作りの方針	
第2	鳥獣による森林被害対策の方法	…13
1	鳥獣害防止森林区域の設定	
2	鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法	
3	その他の区域及び鳥獣に関する森林被害対策の方法	
4	鳥獣害防止の方法の実施状況の確認等	
5	その他必要な事項	
第3	林野火災の予防の方法	…13
第4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	…13
第5	その他必要な事項	…13
1	病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分	
2	その他	
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	…14
第1	保健機能森林の区域	…14
第2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	…14
第3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	…14
1	森林保健施設の整備	
2	立木の期待平均樹高	
第4	その他必要な事項	…14
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	…15
第1	森林経営計画の作成に関する事項	…15
1	森林経営計画の記載内容に関する事項	
2	一体整備相当区域	
第2	生活環境の整備に関する事項	…15
第3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	…15
第4	森林の総合利用の推進に関する事項	…15
第5	住民参加による森林の整備に関する事項	…15
1	地域住民参加による取組	
2	上下流連携による取組	
3	その他	
第6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	…15
第7	その他必要な事項	…17
1	施業の制限を受けている森林に関する事項	
2	森林の土地の保全に関して留意すべき事項	

- 3 土地の形質の変更にあたり留意すべき事項
- 4 環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項
- 5 市産材の利用促進に関する事項
- 6 公有林の整備に関する事項
- 7 良好な森林景観の形成に関する事項
- 8 環境に配慮した森林整備
- 9 野生鳥獣狩猟者の育成
- 10 食肉販売先の確保

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

(法第 10 条の 5 第 2 項第 1 号及び第 5 号)

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林資源を維持造成することを旨として、森林整備の基本方針、森林施業の合理化に関する基本方針等を定める。

第 1 森林整備の現状と課題

本市は、静岡県伊豆半島の中央部に位置し、東部は伊東市に、西部は駿河湾に、南部は東伊豆町、河津町及び西伊豆町に、北部は伊豆の国市及び沼津市に面している。市域の面積は 363.97 km²で、東西距離は約 25 km、南北距離は約 20 km となっている。

総面積のうち、森林面積は 29,978ha（民有林 21,977ha、国有林 8,001ha）で、総面積の約 80%を占めている。このうち、本計画の対象森林面積は 21,969ha であり、スギ・ヒノキを主体とした人工林面積が 11,685ha（人工林率 53%）と、県平均よりやや低い数値である。

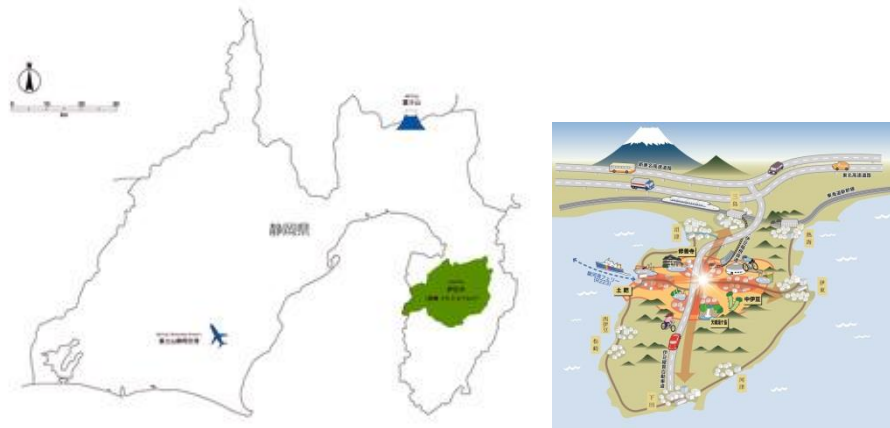
本市の特徴として、クヌギ等の広葉樹が 9,563ha あり、その資源を活用した原木しいたけ栽培が行われているが、シカ等による被害のため、原木林の伐採を敬遠する森林所有者もいる。今後これらの森林資源のさらなる活用と循環を目指し、森林整備を適正に推進していくことが必要である。

また、カーボンニュートラルに寄与する森林吸収源の確保や近年頻発する集中豪雨等による災害の多発化・激甚化への対策が必要なことから、水源の涵養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全、二酸化炭素の吸収等、森林の持つ公益的機能の重要性は益々高まっており、木材生産を通じて森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させていくため、人工林での利用間伐及び住宅地周辺の森林の整備を推進していくこととする。

市域の大部分は山林で占められており、市域南部には日本百名山の一つである標高 1,407m の天城山（天城連山）があるほか、市域西部には標高 982m の達磨山や標高 867m の伽藍山が、市域東部には標高 581m の巢雲山がある。

また、これらの 500m 級から 1,000m 級の山々によって分水嶺が形成されており、市域は分水嶺内側の狩野川水系流域を占める内陸部と、駿河湾に接する海岸部の二つに大別される。

本市は、平成 16 年 4 月 1 日に田方郡 4 町（修善寺町、中伊豆町、天城湯ヶ島町、土肥町）が合併して誕生した。



伊豆市の位置

本市は、中伊豆の代表的な温泉地として、また、文学作品の舞台としても広く知られている。温泉は1,200年前に弘法大師によって発見されたと伝えられており、江戸期には天領として韮山代官の管理を受けた。少年時代を天城で過ごした井上靖のほか、川端康成などの多くの文豪が温泉宿に逗留し、伊豆をモチーフとした、後世に残る数多くの文学作品が執筆された。

現在、市内には当時の面影を残す温泉宿が数多くあり、毎年多くの温泉観光客が訪れている。



修善寺温泉街



湯ヶ島温泉

本市では、東京オリンピック・パラリンピックの自転車競技トラック・レース、マウンテンバイクの各競技が開催された。このことを契機として海、森林、河川などの自然環境の豊かさ、大自然が創りあげた見事な景観、豊富な温泉、歴史・文学の舞台となった温泉街など、豊富な地域資源や特色を生かして個性を磨き、地域住民、観光客双方にとって魅力を感じる風情と風格が漂う国際的な観光文化環境都市を目指している。



オリンピックが開催されたベロドローム 伊豆市で開催された自転車競技
(2016 アジア選手権)

本市の特産品の中でも、天城山のきれいな水と豊かな自然環境の中で育ったわさびは、産出額日本一となっている。また、伊豆のしいたけは肉厚で味、香りともによく、全国の商品評会でも毎回上位入賞を果たすなど、上質なしいたけとして全国的にも評価されています。伊豆市ブランド「清助どんこ」と認定されたものは、厳しい基準をクリアしたものであり、貴重なものとなっている。



わさび



しいたけ

鳥獣害対策の一環として、県内で唯一のシカ・イノシシの市営食肉加工センター「イズシカ問屋」を平成 23 年にオープンした。

市内で毎年有害捕獲される約 1,500 頭以上の多くが山へ埋められていたことから、有効利用することが大切であると考え、食肉として新たな特産品とすると同時に、個体の買取りを行うことで狩猟者の負担を減らし、捕獲意欲の増進につなげていきたいと考えている。



イズシカ問屋



加工された食肉

第2 森林整備の基本方針

1 森林の機能と望ましい姿

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

2 森林整備の基本的な考え方

(1) 森林の機能別の区域

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

(2) 森林施業の方法（施業種）

令和5年4月1日発効の伊豆市森林整備変更計画書のとおり。

(3) 森林の整備・保全の考え方

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

3 地域の目指すべき森林の姿と森林の区域設定

(1) 区域設定の基本方針

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

(2) 地域の目指すべき森林の姿

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

(3) 森林の区域設定

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

4 その他必要な事項

(1) 伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図る区域

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

(2) 特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林

「特に針広混交林化を推進すべき森林」及び「特に樹種の多様性増進を推進すべき森林」を次のとおり定め、これらの森林のうち荒廃した森林では、静岡県森の力再生基金条例（平成18年静岡県条例第19号）第2条に規定する事業を実施し、針広混交林化又は樹種の多様性増進を図る。

ア 特に針広混交林化を推進すべき森林

地形条件、林道の整備状況、所有形態等の自然的、経済的、社会的諸条件からみて、森林所有者による適正な森林施業が困難と認められるスギ・ヒノキの人工林においては、単層である森林を広葉樹等との複層状態へ誘導し、針広混交林となるよう、適切な伐採を行う。

この森林の区域と整備・保全の考え方を表1-2-12のとおり定める。

イ 特に樹種の多様性増進を推進すべき森林

地形条件、林道の整備状況、所有形態等の自然的、経済的、社会的諸条件からみて、森林所有者による適正な森林施業の困難性が認められる森林にお

いては、単層及び過密化した森林を、活力のある多様性に富んだ広葉樹林等になるよう、適切な伐採、更新、保育を行う。

この森林の区域と整備・保全の考え方を表 1-2-12 のとおり定める。

表 1-2-12 特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林の区域及び整備・保全の考え方

種類	森林の整備・保全の考え方
特に針広混交林化を推進すべき森林	・伐採方法は、皆伐または間伐を原則とし、列状又は群状の伐採を基本とする。 ・伐採率は、本数換算でおおむね 40%とし、本数換算で 35%を下回らないこととし、かつ、材積換算でおおむね 40%を上回らないものとする。 ・こうした施業により、単層であるスギ・ヒノキの人工林を、広葉樹等との複層状態へ誘導し、針広混交林化を目指すものとする。
森林の区域	別紙のとおり 【面積 4,302.71 ha】
特に樹種の多様性増進を推進すべき森林	・広葉樹林等を対象とする伐採方法は、皆伐、択伐又は間伐とし、伐採率は、材積換算でおおむね 50%以内とする。 ・竹林を対象とする伐採方法は、皆伐による樹種転換を原則とする。 ・皆伐又は択伐した場合の更新方法は、郷土樹種であって、対象森林に適した広葉樹等の優良な母樹が存在し、更新が確実に見込まれる場合は、天然更新によるものとする。なお、必要に応じて更新補助作業を行う。天然更新が見込まれない場合には、郷土樹種であって対象森林に適した広葉樹等を植栽するものとする。 ・さらに、育成に必要な下刈、除伐等の保育を実施することとし、竹の侵入により広葉樹の育成が妨げられるおそれのある場合は、継続的な竹の除去を行う。 ・こうした施業により、単層及び過密化した森林を、活力のある多様性に富んだ広葉樹林等へ誘導する。
森林の区域	別紙のとおり 【面積 78.84 ha】

(3) 竹林の取扱い

令和 4 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

第3 森林施業の合理化に関する基本方針

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

- 1 森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進**
令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。
- 2 森林施業の共同化の促進**
令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。
- 3 林業に従事する者の養成及び育成・確保**
令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

Ⅱ 森林整備の方法に関する事項（法第10条の5第2項第2～4号及び第6～8号並びに第3項第1～3号）

第1 伐採に関する事項（法第10条の5第2項第2号）

1 伐採の方法

(1) 立木竹の伐採

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

(2) 伐採（主伐）の標準的な方法

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

2 標準伐期齢

令和5年4月1日発効の伊豆市森林整備変更計画書のとおり。

3 その他必要な事項

令和5年4月1日発効の伊豆市森林整備変更計画書のとおり。

第2 造林に関する事項（法第10条の5第2項第3号）

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

令和5年4月1日発効の伊豆市森林整備変更計画書のとおり。

(2) 人工造林の標準的な方法

令和5年4月1日発効の伊豆市森林整備変更計画書のとおり。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

令和5年4月1日発効の伊豆市森林整備変更計画書のとおり。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新対象樹種

令和5年4月1日発効の伊豆市森林整備変更計画書のとおり。

(2) 天然更新の標準的な方法

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

(4) 天然更新完了の確認

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

(1) 更新にかかる対象樹種

令和5年4月1日発効の伊豆市森林整備変更計画書のとおり。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

5 その他必要な事項

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

第3 保育・間伐に関する事項（法第10条の5第2項第4号）

1 保育の作業種別の標準的な方法

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

3 計画期間内に間伐を実施する必要がある森林

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

4 その他必要な事項

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

第4 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

(法第10条の5第2項第8号)

1 作業路網の整備に関する事項

(1) 作業路網の密度に関する事項

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

(2) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

基幹路網の開設は、車両の安全かつ円滑な通行を確保するため、表2-4-3に示す規格（林道規格）を遵守する。林業専用道及び森林作業道の開設は「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」に則したものとする。

表2-4-3 基幹路網の規格・構造

区 分		規 格 (林道規格)		車道幅員	通行車両
林道	森林基幹道 森林管理道 森林施業道	第 1 種 及び 第 2 種	自動車道 1 級	4.0m(3.0m)	一般車両、林業用車両
		第 2 種	自動車道 2 級	3.0m	
			自動車道 3 級	2.0m	
林業専用道		第 2 種	自動車道 2 級	3.0m	林業用車両 (10t 積トラック)

※第1種：セミトレーラーを設計車両とするもの

※第2種：普通自動車、小型自動車を設計車両とするもの

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画を表2-4-4に示す。詳細な計画は、別紙及び付属の概要図による。

表2-4-4 基幹路網の整備計画

整備計画	路線数	延長又は箇所数
森林基幹道の開設	1 路線	0.7 km
森林管理道の開設	22 路線	19.9 km
林道の改良（拡張）	17 路線	35 箇所
林道の改良（舗装）	4 路線	8.0 km

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網は管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(3) 細部路網に関する事項

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

(4) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

(法第10条の5第2項第6号)

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

2 森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項 (法第10条の5第2項第7号)

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

第7 その他森林整備に関する必要な事項 (法第10条の5第3項第1号から第3号)

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 森林技術者の能力の向上

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

(2) 効率的な木材生産のためのプランナーの育成

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

(3) 林業への新規就業促進

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

(4) 森林技術者の就労環境の向上

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

(5) しいたけ生産者の育成

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

2 林業機械の導入の促進に関する事項

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

Ⅲ 森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

(法第 10 条の 5 第 2 項第 9 号及び第 10 号)

第 1 森林の病虫害の駆除又は予防の方法等

1 森林病虫害の駆除並びに予防の方針及び方法

令和 4 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

2 森林病虫害の駆除及び予防の体制作りの方針

令和 4 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

第 2 鳥獣による森林被害対策の方法

1 鳥獣害防止森林区域の設定

令和 4 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

2 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法

令和 4 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

3 その他の区域及び鳥獣に関する森林被害対策の方法

令和 4 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

4 鳥獣害防止の方法の実施状況の確認等

令和 4 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

第 3 林野火災の予防の方法

令和 4 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

第 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

令和 4 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

第 5 その他必要な事項

1 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

令和 4 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

2 その他

令和 4 年 4 月 1 日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

(森林の保健機能の増進に関する特別措置法第5条の2)

第1 保健機能森林の区域

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

第2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

第3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

1 森林保健施設の整備

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

2 立木の期待平均樹高

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

第4 その他必要な事項

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

V その他森林の整備のために必要な事項（法第10条の5第3項第4号）

第1 森林経営計画の作成に関する事項

1 森林経営計画の記載内容に関する事項

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

2 一体整備相当区域

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

第2 生活環境の整備に関する事項

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

第3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

第4 森林の総合利用の推進に関する事項

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

第5 住民参加による森林の整備に関する事項

1 地域住民参加による取組

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

2 上下流連携による取組

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

第6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林経営管理制度に基づき経営管理権を設定した森林のうち、計画期間内に市町村森林経営管理事業による森林整備を推進する森林は下表のとおり。

表6-1-1 市町村森林経営管理事業対象森林

区域	作業種	面積(ha)	備考
中伊豆地区 (八幡・冷川) 193 林班、228 林班	間伐	12.742	令和5年度
天城湯ヶ島地区	間伐	12.9801	令和6年度

(矢熊・田沢) 234 林班、239 林 班			
------------------------------	--	--	--

これらの対象森林において、自然条件等が極めて悪い森林については、針葉樹と広葉樹が混在する針広混交林化を図るなど、維持管理に費用や手間を要さない自然に近い森林に誘導する。

今後の経済状況等次第では林業経営が十分に可能となり得るような森林については、枯損木及び危険木の伐採により林業経営が再開し得るような環境を維持するような経営管理を行う。

森林経営管理制度に基づき経営管理権を設定した森林のうち、計画期間内に森林経営管理実施権により再委託する森林はないが、林業経営に適した森林については森林経営管理実施権を設定し、木材利用を進めながら経営管理を行う。

第7 その他必要な事項

1 施業の制限を受けている森林に関する事項

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

2 森林の保全に関して留意すべき事項

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

3 土地の形質の変更にあたり留意すべき事項

(1) 保安林

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

(2) 保安林以外の森林

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

(3) その他の事項

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

4 環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

5 市産材の利用促進に関する事項

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

6 公有林の整備に関する事項

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

7 良好な森林景観の形成に関する事項

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

8 環境に配慮した森林整備

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

9 野生鳥獣狩猟者の育成

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

10 食肉販売先の確保

令和4年4月1日発効の伊豆市森林整備計画書のとおり。

別紙

基幹路網の整備計画

計画	開設 /拡張	種類	(区分)	路線名 (位置)	計画 期区 分	延長 (km) /箇所 (箇所)	利用 区域 面積 (ha)	うち 前半 5年 分	対 図 番 号	備 考
森林基幹道の開設計画 (1 路線 0.7km)										
	開設	自動車 道	指定林道	土肥戸田 (旧土肥町)	前期 後期 計	0.7 - 0.7	537	○	31	(1,250)
森林管理道の開設計画 (22 路線 19.9km)										
	開設	自動車 道		天金 (旧土肥町)	前期 後期 計	0.5 0.5 1.0	66	○	32	
	開設	自動車 道		長藤大沢口 (旧土肥町)	前期 後期 計	0.5 0.5 1.0	43	○	33	
	開設	自動車 道		火振 (旧土肥町)	前期 後期 計	1.0 0.5 1.5	70	○	34	
	開設	自動車 道		上り山 (旧天城湯ヶ島町)	前期 後期 計	0.3 0.3 0.6	39	○	35	
	開設	自動車 道		与市坂 (旧天城湯ヶ島町)	前期 後期 計	0.7 0.3 1.0	31	○	36	
	開設	自動車 道		金山東 (旧天城湯ヶ島町)	前期 後期 計	0.4 0.6 1.0	30	○	37	
	開設	自動車 道		原小屋 (旧天城湯ヶ島町)	前期 後期 計	0.4 0.6 1.0	120	○	38	
	開設	自動車 道		山田 (旧天城湯ヶ島町)	前期 後期 計	0.5 0.5 1.0	40	○	39	
	開設	自動車 道		仮場野 (旧天城湯ヶ島町)	前期 後期 計	0.5 0.5 1.0	30	○	40	

	開設	自動車道		山の神 (旧天城湯ヶ島町)	前期 後期 計	0.5 0.5 1.0	56	○	41	
	開設	自動車道		下り屋敷 (旧天城湯ヶ島町)	前期 後期 計	1.0 0.5 1.5	60	○	42	
	開設	自動車道		中原戸 (旧中伊豆町)	前期 後期 計	0.6 0.6 1.2	33	○	43	
	開設	自動車道		陳出山 (旧中伊豆町)	前期 後期 計	0.6 0.5 1.1	30	○	44	
	開設	自動車道		釜ヶ洞 (旧中伊豆町)	前期 後期 計	0.7 0.3 1.0	67	○	45	
	開設	自動車道		舟ヶ洞 (旧中伊豆町)	前期 後期 計	0.2 0.3 0.5	37	○	46	
	開設	自動車道		西ヶ洞 (旧中伊豆町)	前期 後期 計	0.2 0.3 0.5	39	○	47	
	開設	自動車道		寺山 (旧中伊豆町)	前期 後期 計	0.3 0.4 0.7	55	○	48	
	開設	自動車道		中野 (旧中伊豆町)	前期 後期 計	0.4 0.4 0.8	36	○	49	
	開設	自動車道		道教 (旧中伊豆町)	前期 後期 計	0.2 0.3 0.5	64	○	50	
	開設	自動車道		平 (旧中伊豆町)	前期 後期 計	0.4 0.4 0.8	40	○	51	
	開設	自動車道		栗木坂 (旧中伊豆町)	前期 後期 計	0.2 0.4 0.6	68	○	52	
	開設	自動車道		奥堀田 (旧中伊豆町)	前期 後期 計	0.2 0.4 0.6	102	○	53	

林道の拡張(改良)計画 (17 路線 35 箇所)									
拡張	自動車道	改良	上池 (旧土肥町)	前期 後期 計	1.0 1.0 2.0	756	○		局部改良
拡張	自動車道	改良	天金 (旧土肥町)	前期 後期 計	1.0 1.0 2.0	66	○		局部改良
拡張	自動車道	改良	白沢 (旧土肥町)	前期 後期 計	1.0 1.0 2.0	112	○		局部改良
拡張	自動車道	改良	土肥戸田 (旧土肥町)	前期 後期 計	1.0 2.0 3.0	537	○		(1, 250) 法面保全 局部改良
拡張	自動車道	改良	土肥中央 (旧土肥町)	前期 後期 計	1.0 1.0 2.0	733	○		局部改良
拡張	自動車道	改良	寸場 (旧土肥町)	前期 後期 計	1.0 1.0 2.0	152	○		局部改良
拡張	自動車道	改良	下小屋 (旧天城湯ヶ島町)	前期 後期 計	1.0 1.0 2.0	31	○		局部改良
拡張	自動車道	改良	土肥川 (旧天城湯ヶ島町)	前期 後期 計	1.0 1.0 2.0	62	○		局部改良
拡張	自動車道	改良	達磨山 (旧天城湯ヶ島町)	前期 後期 計	1.0 1.0 2.0	706	○		(1, 339) 局部改良
拡張	自動車道	改良	達原 (旧天城湯ヶ島町)	前期 後期 計	1.0 1.0 2.0	106	○		局部改良
拡張	自動車道	改良	大沢奥平 (旧修善寺町)	前期 後期 計	1.0 1.0 2.0	163	○		局部改良
拡張	自動車道	改良	湯舟 (旧修善寺町)	前期 後期 計	1.0 1.0 2.0	102	○		局部改良

	拡張	自動車道	改良	公栗 (旧修善寺町)	前期 後期 計	1.0 1.0 2.0	31	○		局部改良
	拡張	自動車道	改良	垂溜ヶ洞 (旧中伊豆町)	前期 後期 計	1.0 1.0 2.0	96	○		局部改良
	拡張	自動車道	改良	峯道 (旧中伊豆町)	前期 後期 計	1.0 1.0 2.0	47	○		局部改良
	拡張	自動車道	改良	カジカ沢 (旧中伊豆町)	前期 後期 計	1.0 1.0 2.0	175	○		局部改良
	拡張	自動車道	改良	市沢 (旧中伊豆町)	前期 後期 計	1.0 1.0 2.0	30	○		局部改良
林道の拡張(舗装)計画 (4路線 8.0km)										
	拡張	自動車道	舗装	土肥中央 (旧土肥町)	前期 後期 計	1.0 1.0 2.0	733	○		
	拡張	自動車道	舗装	白沢 (旧土肥町)	前期 後期 計	1.0 1.0 2.0	112	○		
	拡張	自動車道	舗装	上池 (旧土肥町)	前期 後期 計	1.0 1.0 2.0	756	○		
	拡張	自動車道	舗装	天金 (旧土肥町)	前期 後期 計	1.0 1.0 2.0	66	○		

※ 森林管理道には林業専用道を含む